

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

様式

作成日 2025/10/31

最終更新日 2025/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和7年10月31日
国立大学法人名		国立大学法人琉球大学
法人の長の氏名		学長 喜納 育江
問い合わせ先		学長戦略室 098-895-8011 kshyouka@acs.u-ryukyu.ac.jp
URL		https://www.u-ryukyu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認の方法】 令和7年度第2回経営協議会（令和7年9月22日開催）において、令和7年度における適合状況等について説明を行うとともに、委員からの意見聴取を行い、令和7年10月6日～17日に書面で対応状況の意見照会を行った。 経営協議会の意見及び対応状況については、以下のとおり。 【経営協議会からの意見】 ガバナンス上重要な質の保証の観点においては、大学の活動状況について学外にエビデンスを示し透明性を確保することが重要です。大学の活動をモニタリングできるわかりやすい指標設定を行うとともに、それを可視化し公表するべきです。 【意見への対応】 本学では「琉球大学の中期将来ビジョン」と「第4期中期目標・中期計画」の実現に向けて、大学の活動全般を網羅する70のビジョン計画を策定しています。ビジョン計画の各計画にその進捗をモニタリングするための定性・定量的な評価指標を設定し、毎年度、年度計画及び評価指標の進捗状況について自己点検・評価を行っています。 現在のところは自己点検・評価の結果のみを業務実績等報告書として公表していますが、大学の活動状況の透明性の確保の観点から今後よりわかりやすい形での公表を検討していきます。 【上記の「意見への対応」についての経営協議会委員からのコメント】 送付いただいた資料に目を通し、琉大の中期将来ビジョンと第4期中期計画を視野に入れ策定された70のビジョン計画の一つ一つに定量的・定性的な指標が設定されモニタリングされていることを確認させていただきました。 また、それらをより可視化するBIレポートのサンプルも拝見いたしました。今後、ぜひとも本学の教職員のみならず、できるだけ早い時期に、経営協議会や更に学外に対しても公表することによって大学運営の透明化を図って頂くことをよろしくお願いいたします。それが、国立大学法人ガバナンスコードを大学運営・経営に適用する一つの大きな意義であると考えます。 もちろんそのためには、RXをベースとした、IR機能の充実化を更に推進することが必須ですし、その恩恵としてデータに基づく意思決定ができる仕組みも早い段階で出来上がることを期待しております。 各指標について、効果的な指標設定なのかどうかや、可視化する見せ方などについては、まだ議論の余地が残るところだとは思いますが、今後の経営協議会でまた意見交換ができれば幸いです。

【経営協議会からの意見】

課題の重要性で指標の形は異なるわけで、ガバナンスコードの立場からいえば、また経営協議会のスタンスとしては、経営的な指標が重要でしょうが、大学としての使命を考慮すれば、当然、教育と研究、となるわけで、その点の指標を考える必要はあります。

KPI の考え方に依るのですが、質的な評価項目において、あらかじめ設定された数値だけではなく、質的な評価を定量化する、という視点もあり、その意味では、外からのランキング指標を使うことはあってよい、と考えます。

言うまでもなく、ランキングを上げることが教育研究の目的ではなく、結果としてどうか、ということですから、目的の定量化に際しては検討が必要でしょう。

【意見への対応】

現在はビジョン計画として、教育・研究・地域連携・国際連携・医療・大学運営の6パートで大学活動全般を網羅した70の計画を策定し、それぞれに定性・定量指標を策定しています。

本学ではTHE世界大学ランキングに参加しており、現在のビジョン計画で大学ランキング結果を直接的に参照してはいないものの、ランキング結果は広報戦略本部会議で共有しており、本学の大学運営において重要なファクターの一つとなっています。

第5期中期計画策定や、ビジョン計画の改訂等において指標を策定する際には、質的な指標を定量化し、大学のアウトカムを測定できる指標策定を検討していきたいと考えています。

【経営協議会からの意見】

情報の公開について、ですが、公開には、

- (1) 限られた範囲での公開
- (2) 関係者を対象とした公開
- (3) 一般的な公開

とあるわけで、項目と内容によって、区別する必要があるでしょう。

例えば教育成果について、各学部ごとに明確に定められ、広く公表され知られていることは必要ですが、そのための実態調査とかは、当事者に知らせることが重要で、一般的な公表には馴染まないでしょう。

【意見への対応】

ご指摘を踏まえ、本学の指標の公表にあたっては対象者に応じた適切な公表のあり方を検討したいと思います。

【経営協議会からの意見】

大学の評価の活動に多年関わってきた経験なのですが、最も効果的で実態を良く表すのは、学生評価です。どうすれば大学が良くなるか、考えてほしい、と言うと学生たちは真面目に考えてくれます。

そのすべてを採用しなくても、大事なことに気づき、役立たせることができます。

評価活動全般において学生集団に活躍の場を与えることは難しいのでしょうか。

【意見への対応】

本学では、学生を対象とした授業評価アンケートを実施しており、学生からの評価を踏まえ、教育方法の改善等を進めています。また、直接学生が大学を評価するものではないですが、学生や卒業生を対象としたアンケート調査を定期的実施しており、さらに、令和6年度にはそれらの調査結果を含む各種教学データを収集・分析し教育の質保証を推進する教学マネジメント推進室を設置し、調査結果を教育の改善に反映する体制を整備したところで

また、年2回各学部において「学科別・年次別懇談会」を開催し、学生からの意見等を聴取しているほか、「学生と学長との懇談会」を定期的開催し、各学部・研究科から推薦があった学生と、教育環境・教育方法、学生生活支援及びキャリア支援等に関して直接意見交換を行っております。

さらに、令和7年10月からは「学長目安箱」により、学生を含む大学構成員が学長に意見を直接届けられる仕組みを構築し、学生の意見を大学運営に反映させる体制を構築しています。

	【経営協議会からの意見】 今後エビデンスベースでのマネジメントが求められる中で、IR機能の充実重要です。一方で、一般的にIRerは任期付きで雇用される場合が多く、人材育成が我が国のIRにおける課題となっています。任期なしのIR人材の育成や既存教職員のIRへの参加等、IR人材育成にも力を入れてほしいです。 【意見への対応】 令和6年度に新設した教学マネジメント推進室において、特命教員2名を採用した。現時点では任期付きのポストですが、恒久ポスト化に向けて取り組みを進めているところです。 また、本学では各部署にIRの資質を持つスタッフを配置する分散型IRを標榜しており、教職員のIRの資質向上のため、事務職員向けにIR研修を年2回程度、基礎編と応用編に分けて実施しています。（令和6年度実績：基礎編参加者20名、応用編13名） 引き続き人材育成の取り組みを進めるとともに、体制強化を検討していきます。
	【経営協議会からの意見】 IRの推進にあたっては、デジタイゼーションが必要になります。デジタイゼーションが進行すればデータに基づく意思決定がスムーズに進むだけでなく、業務自体の省力化にもつながるので、引き続き取り組んでほしいです。 【意見への対応】 本学ではDXを通じて教育と学生支援・研究・医療・運営、そして働き方を大きく変革することを目指す「琉大トランスフォーメーション（RX）」推進プロジェクトを立ち上げ、すでに多くの業務で既存業務のデジタイゼーション及びDXが進捗しています。 さらに、令和6年度には今後の各業務システムの更新においてデータを有機的に活用できるシステム導入を進めていく方針を示した「国立大学法人琉球大学情報プラットフォーム基本コンセプト」を策定し、今後さらにデータ連携と有効活用を進めていく予定です。 IRの観点では、データカタログやダッシュボードの整備によるデータの可視化を行っています。また、教学系データについては各種業務データベースに分散し保管されているデータを集約化し、教育活動及び意思決定に活用する仕組みの検討を進めています。 引き続き、デジタイゼーション、デジタライゼーションそしてDXによる業務の効率化を進めていきます。

監事による確認		【確認の方法】 令和7年7月31日～9月11日にかけて、令和7年度における適合状況等を書面にて監事に確認いただいた。 監事からの意見及び意見への対応については、以下のとおり。
		(補充原則1－2②) 【監事からの意見】 本学においては、IRについて本学が有する各種データを一元的に収集・集約した「琉球大学データカタログ」を教職員向けに公開し、そのデータをBI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを使用して可視化するなど、学内における共有・活用を図っているとのことである。 活用例として、大学執行部とIR担当者による意見交換の場である「データドリブン・ミーティング」を定期的開催し、大学の課題に応じて関係するデータの分析を行い、意思決定を行う際に役立てているとのことであるが、さらなる機能の充実について引き続き取り組んで頂きたい。 【意見への対応】 昨年度から引き続き、データカタログやBIツールを利用してデータを可視化した「琉大IRダッシュボード」の掲載情報の拡充を進め、学内におけるデータの共有・活用を進めている。 また、データをより機動的な意思決定に活用するため、これまでデータドリブン・ミーティングで実施していたデータ分析を、企画経営戦略会議の元に位置づけられた企画経営戦略推進本部で実施する体制に見直した。 今後とも、さらなるIR機能の充実について検討を進めていきたい。
		(補充原則1－3④) (補充原則1－3⑤) (補充原則1－3⑥) 【監事からの意見】 本学においては、第4期中期計画期間における収入増や経費削減等の努力目標を盛り込むとともに本学のミッション、ビジョンを踏まえた「国立大学法人琉球大学 中期財務計画」を策定し、公式ホームページで公表しているとのことである。 しかしながら、病院の経営状況等の影響により財務運営のあり方に変化が生じてきていること等を踏まえ、中期財務計画の見直しについては速やかに進めて頂きたい。 法人としての健全経営を図るべく、運営費交付金や外部資金などの収益の確保、経費の節減や効率的な業務運営等に努めるなど、持続可能かつ戦略的な財務基盤の構築に取り組んで頂きたい。 【意見への対応】 近年の物件費、人件費の高騰により、病院を含めた本法人の財務状況が大きく変わってきていることから、診療報酬の改定状況等も見据えながら令和8年度予算編成とあわせて中期財務計画の見直しを行いたい。 また引き続き、学内資産の有効活用による自己収入の増、科研費等の外部資金の積極的な獲得、組織見直し・業務見直しによる人件費・物件費抑制等の収支改善の取組を継続し、経営の健全化を図っていきたい。

		(補充原則 4 - 2 ③) 【監事からの意見】 本学においては利益相反に関して自己申告の提出率を高めるための取組みを行っていること、提出されない事案については、別途、学内関係部署への届出の内容やインターネット上の情報により当法人規程に反していないか情報収集・確認を行っているとのことである。 今後とも、予定している自己申告に係る電子化を進めるなどして管理体制の強化を行って頂きたい。
		【意見への対応】 予定されていたとおり、今年度から利益相反の自己申告に係る電子申告システムを導入し、対象者個人宛にメールで通知し、提出を依頼している。これにより未提出者の把握が容易になった。 未提出者に対しては、これまでと同様に学部へ確認を行うなど提出を促す予定。
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学では、果たすべき社会的な役割として、ミッションを次のとおり掲げている。 ・新たな「地（知）の拠点」として、沖縄や日本、世界に貢献できる人材を育成し輩出する。 ・「知の津梁（架け橋）」として、Tropical Marine, Medical, and Island Sciencesの一大拠点となり、その成果を沖縄や日本、世界に還元し、平和的な多文化共生社会の実現に貢献する。 また、長期ビジョン（2050年の琉球大学の姿）を次のとおり掲げている。 ・地域とともに、豊かな未来社会をデザインする大学 ・アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学 さらに、長期ビジョンを実現していくため、「琉球大学の中期将来ビジョン」を策定し、2030年を見据えた34の中期将来ビジョン及びそれぞれのビジョンに対応する110のアクションプランを示している。ビジョン及びアクションプランに沿った具体的な取組として、第4期中期目標・中期計画を包含した70の「ビジョン計画」と各年度における取組計画を示す年度計画を策定している。 以上の目標や計画等については、目標及び戦略実現のための道筋として、公式Webサイトにおいて公表している。 ビジョン、目標及び戦略の策定に当たっては、毎学期の「学科別・年次別懇談会」や年に数回実施している「学生と学長との懇談会」を通じて学生からの意見徴収、包括連携協定締結に際する自治体、産業界等からの意見交換、寄附企業・個人との意見交換、琉球大学・沖縄県高等学校校長協会連絡会、各種シンポジウム等での意見聴取などによる、多様な関係者からの意見を踏まえた上で策定及び見直しを行っている。 ・理念・目標： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/idea/ ・琉球大学の中期将来ビジョン： https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画）： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・第4期中期目標期間における中期将来ビジョンの年度計画一覧： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/629c12cf49b4282e6fab59eeb3889823.pdf ・法人情報の公表（業務実績等報告書）： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#m

補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	目標を達成するための戦略の策定については、原則1-1で記載のとおり、「ビジョン計画」として戦略を策定している。 その実行については、教育、研究、地域連携、国際連携などの分野ごとに中心となる組織（グローバル教育支援機構、研究共創機構、国際戦略本部など）を設置しており、当該組織が各学部、研究科、センター等と連携して取組を実行・推進している。 また、大学評価IRマネジメントセンターでは「中期将来ビジョン進捗管理システム」の運用による効率的な進捗管理への支援を行っており、琉球大学自己点検・評価会議では、これらのデータに基づく目標・戦略の進捗の検証や改善の取組を行っている。 自己点検・評価の実施、成果の検証結果を業務実績等報告書として公表することで、教育研究等の更なる推進に努めており、本学では、この検証等に基づき、目標・戦略の具体的な方策である「ビジョン計画」に基づく年度計画の見直しを行い、改定した年度計画の公表を行っている。 ・琉球大学の中期将来ビジョン https://www.u-ryukyu.ac.jp/chuki-vision/ ・法人情報の公表（第4期中期目標・中期計画） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#b ・法人情報の公表（業務実績等報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#
--	---

補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人法、学校教育法などの関係法令によるほか、国立大学法人琉球大学組織規則及び同規則に基づき制定する各組織に関する規程等を整備し、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任を明確にすることで、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築している。 具体的には、法人の経営に関する重要事項を審議するための機関として経営協議会を、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。また、両会議等の審議結果等を踏まえ、重要な事項を決定する役員会を設置している。 ・国立大学法人琉球大学組織規則： https://education.joureikun.jp/u-ryukyu/act/110000001.html ・国立大学法人琉球大学経営協議会規程： https://education.joureikun.jp/u-ryukyu/act/110000019.html ・国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程： https://education.joureikun.jp/u-ryukyu/act/110000020.html ・国立大学法人琉球大学役員会規程： https://education.joureikun.jp/u-ryukyu/act/110000017.html
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		「国立大学法人琉球大学総合的な人事方針」及び「中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について」を策定し、適切な年齢構成の実現及び多様性の確保に努めている。 また、「ダイバーシティ推進のための基本方針」を策定し、若手・女性・外国人などの研究者を積極的に採用及び育成し、多様な発想や視点からの教育・研究活動の活性化を目指すことを本学の基本的な方針として掲げている。 中期将来ビジョンでは、多様な人材が活躍できる環境整備やダイバーシティ推進の啓発に努めるビジョン計画を定めており、令和6年度末現在の女性管理職の割合は、28.2%となっている。 ・国立大学法人琉球大学総合的な人事方針： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/2df43835097e8fcdedbbda049705f572.pdf ・中長期的に目指すべき年代構成・職位構成比率について： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/07/1a44a9f0c94f0ef3ab0f9ac926490f70.pdf ・ダイバーシティ推進のための基本方針： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/diversity/
補充原則 1－3⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		本学では、第４期中期計画に係る６年間の収支計画等を策定しており、当該計画は、支出額及び運営費交付金・学納金・外部資金等を含めた収入額を見込んだ中期的な財務計画として位置付けている。 また、上述の計画から更に踏み込んだ、同期間における収入増や経費削減等の努力目標を盛り込む等、より詳細な財務計画を令和４年度末に策定し公表している。 ・国立大学法人琉球大学 第４期中期計画： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2022/04/c5d7014fe2f6d93e875286f2d92f7436.pdf ・国立大学法人琉球大学 中期財務計画： https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/a478c6901553f364c7444cd451dea798-1.pdf

補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)		本学では、財務諸表（学部・研究科のセグメント情報を含む）、決算報告書、事業報告書、統合報告書及び業務の実績に関する報告書等により、教育研究に係る資金の使用状況、活動状況等について公表を行っている。 年度ごとに作成し、冊子や本学Webサイトにおいて公表している統合報告書では、本学の基本的な財務情報とともに、多様な発想・視点から教育研究活動の取り組み状況や成果などを分かりやすく取り上げている。 ・財務諸表等決算関係書類： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ・琉大の刊行物（統合報告書）： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/ ・業務の実績に関する報告書： https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/#c
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		本学の草創期からの理念を生かし、社会の負託に応えて地域の高等教育機関としての重要な役割を継続的に果たしていけるよう、計画的、持続的に経営及び教学運営を担う人材の確保及び育成を行うことを目的に「国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針」を策定している。 本方針に沿って、多様な経営等人材の確保と育成に努めており、副理事、学長補佐及びセンター長に任命している。 ・国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		本学においては、関係規則等に基づき、5名の常勤理事・副学長、4名の副理事・副学長、6名の学長補佐を置いている。 理事・副学長は、「企画・教育」、「研究・地域連携」、「広報・渉外・国際連携」、「病院」、「総務・財務・施設」をそれぞれ担当している。 副理事・副学長は、「評価・IR」、「法務・コンプライアンス」、「ダイバーシティ・広報」、「RX(琉大トランスフォーメーション)」をそれぞれ担当している。 学長補佐は、「研究・ダイバーシティ」、「地域連携」、「国際連携・教育」、「広報」、「ハラスメント防止」、「産学連携」をそれぞれ担当している。 「国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について」において、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等を明確化しており、公式Webサイトにおいて公表を行っている。 ・国立大学法人琉球大学の理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000006.html ・国立大学法人琉球大学副理事に関する規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000003.html ・国立大学法人琉球大学学長補佐に関する規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000011.html ・国立大学法人琉球大学理事、副理事、学長補佐及び琉球大学副学長の職務分担について https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/presidents/ https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/119000188.html

補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		本法人では運営方針会議を設置していない。
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		役員会は、学長及び理事で組織しており、国立大学法人琉球大学役員会規程に定める審議事項について審議を行っている。 また、国立大学法人琉球大学役員会運営細則に基づき、原則として毎週水曜日に開催しているところ、今年度より会議体の効率化および議題の集約化を図る観点から開催頻度を見直し、隔週で開催している。開催しない週においても役員会構成員のスケジュールを確保しており必要に応じて役員会を開催が可能な体制としている。同細則に基づき、役員会の議事録として「役員会報」を作成し、本学公式Webサイトにおいて公表を行っている。 ・国立大学法人琉球大学役員会規程 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000017.html ・国立大学法人琉球大学役員会運営細則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000018.html ・役員会報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/executive_party/
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		「国立大学法人琉球大学の経営等人材の確保及び育成に関する基本方針」を策定し、外部の経験を有する人材を求める観点についても定めている。 基本方針に基づき、令和 7 年度においては、5 名の常勤理事のうち他の教育研究機関での勤務経験を有する理事を 3 名）を置いている。これにより、多様な知見を大学経営に導入・活用することが可能となり、経営層の厚みの確保に繋げている。 ・国立大学法人琉球大学の経営等人材確保及び育成に関する基本方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/jinzai.pdf ・役員及び役員会等の構成 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/04/e0b187992c263a9fb203ed8efd7f9b3e.pdf
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会委員は、国立大学法人琉球大学経営協議会規程の規定に基づき、本法人の役員又は職員以外のもので大学に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから任命することとしている。また、同規程により、委員の過半数は学外委員でなければならないとしており、学外委員については、「国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針」に基づき、選考を行っている。 また、学外委員からの意見を得ることは、大学経営における貴重な機会であるため、効率的な会議運営においてより多くの意見が得られるように、「国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針」に基づき、経営協議会の運営方法の工夫を行っている。 ・国立大学法人琉球大学経営協議会学外委員の選考方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyousenkou.pdf ・国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2021/02/keikyounuei.pdf

補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則第3条の規定により、選考基準を定めている。また、同規定に基づき、学長選考・監察会議において「国立大学法人琉球大学に求められる学長像」を制定し公表している。 選考結果、選考過程及び選考理由については、国立大学法人琉球大学学長選考会議から公示の「国立大学法人琉球大学の次期学長予定者について」において、「国立大学法人琉球大学の学長予定者」及び「学長予定者の選考経過」として公表している。加えて、学長の任期と再任についての設定理由も本学公式Webサイトにおいて公表している。 ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000015.html ・国立大学法人琉球大学に求められる学長像 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/08_3_President.pdf ・国立大学法人琉球大学の次期学長予定者 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/11/4ccefa2eb063b0f4c7bbf2e6ff26a7cd.pdf ・学長予定者の選考経過 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2024/11/7f9ed2e4e711f20a6b5a35c195f4b2d8.pdf
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		国立大学法人琉球大学学長の選考に関する規則第20条において、学長の任期を6年としており、学長は再任されることができないとしている。これらの設定理由は公式Webサイトにおいて公表している。 ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000015.html ・学長選考について（学長の任期及び再任の可否について） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/presidentsselection/
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長を解任する手続きについては、国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則において関連規定を設けている。 第21条において学長選考・監察会議における職務執行状況の報告を求めることができ、第22条において、①心身の故障のため職務遂行に堪えないと認められるとき、②職務上の義務違反があるとき、その他学長たるに適しないと認めるときには、学長の解任の審議を行うことができることとしている。また、第23条において解任の請求、第24条において弁明の機会、第25条において解任の是非の決定、第26条において文部科学大臣への申出に関する事項をそれぞれ規定し、法人の長の解任を申し出るための手続きを定めている。 ・国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000015.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、国立大学法人琉球大学学長選考会議規程第4条第3号の規定により、学長の業務執行状況の確認に関する事項を審議することとしている。また、国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況に関する申合せに基づき、年に1回、学長の任期途中の業務執行状況の確認を行い、確認の結果を公式Webサイトにおいて公表している。 ・国立大学法人琉球大学学長の業務執行状況の確認結果について https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/462b21c8456183f5dfcde9e35c7e9a95.pdf ・学長の業務報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/093de29803a09dde6295c6747db7c97b.pdf

原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由		選任方法は、「国立大学法人琉球大学学長選考・監察会議規程」第2条「組織」で規定されている。 第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 国立大学法人琉球大学経営協議会規程第2条第1項第4号（学外委員）に規定する委員の中から、経営協議会において選出された者 8人 (2) 国立大学法人琉球大学教育研究評議会規程第2条第1項第2号から第9号までに規定する評議員の中から、教育研究評議会において選出された者 8人 経営協議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、多様な分野における知見や経験、組織運営の実績、学長選考・監察会議の審議継続性の確保の観点により選出しており、上記規程のとおり8人の経営協議会学外委員を選出している。 教育研究評議会からの学長選考・監察会議委員選出にあたっては、本学教育研究組織の分野のバランスを考慮するとともに、部局の長としての知見や調整能力の観点から各学部長を選出し、また、本法人の評価を担当し本法人の現状や課題等を広く理解する者として企画を担当する理事を選出している。 ・学長選考・監察会議の委員の選任方法等 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/president_selection_meeting/ ・学長の業務報告書 https://www.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/093de29803a09dde6295c6747db7c97b.pdf
原則 3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		本学では、現在のところ大学総括理事は置いていない。
基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況		本法人は、国立大学法人琉球大学内部統制規則第3条の規定により、内部統制の推進体制として最高責任者を学長とし、内部統制に係る重要事項は役員会の議を経て学長が決定することとしている。また、内部統制の推進に関する業務を総括させるため、内部統制総括責任者を置き、学長が指名する理事を持って充てている。 国立大学法人琉球大学内部統制規則第10条の規定により、内部統制システムの取組について随時見直しを行い、その充実及び強化を図っていくものとしている。 ・国立大学法人琉球大学内部統制規則 https://education.joureikun.jp/u_ryukyu/act/110000071.html

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		本学では、多様な関係者からの理解を得るため、公式Webサイトにおいて、国立大学法人法、独立行政法人情報公開法、学校教育法施行規則、教育職員免許法施行規則、公文書等の管理に関する法律等に基づく情報公開を適切に行っている。また、公式Webサイトの「大学情報」では琉大のデータをはじめとする様々な情報を、「入試情報」では入学試験に関する情報を、「学生生活」では授業・カリキュラム、サークル活動に関する情報を、また、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」ではそれぞれ関連する情報を提供している。さらに、「お知らせ」においては、直近の教育・研究・社会貢献活動などに関するホットな情報の公表も行っている。 ・琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ ・お知らせ https://www.u-ryukyu.ac.jp/news/ ・大学情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/ ・入試情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ ・学生生活 https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/ ・研究 https://www.u-ryukyu.ac.jp/research/ ・社会・地域連携 https://www.u-ryukyu.ac.jp/social/ ・国際交流・留学 https://www.u-ryukyu.ac.jp/international/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学公式Webサイトにおいて、「大学情報」、「学部・大学院等」、「入試情報」、「学生生活」、「研究」、「社会・地域連携」、「国際交流・留学」の7つのコンテンツをファーストビューに掲載し、それぞれに整理した情報の発信を行っている。 また、「入学希望者へ」、「在学生・保護者へ」、「卒業生へ」、「企業・研究者へ」、「社会人・地域へ」のコンテンツを設け、それぞれのステークホルダー向けの情報を発信している。 ・琉球大学公式Webサイト (和文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/ (英文) https://www.u-ryukyu.ac.jp/en/ さらに、本学公式Webサイトのほか、SNSや冊子による情報発信、入試広報としてオンラインオープンキャンパスサイトの開設も行っている。 ・公式SNS X (旧Twitter) https://twitter.com/univ_ryukyu Facebook https://www.facebook.com/univ.ryukyu/ ・オンラインオープンキャンパス「RYUDAI@home」 https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/ryudaiathome/ ・琉大の刊行物（大学概要、ニュースレター、環境報告書、統合報告書） https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/publications/

補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		本学では、基本的な目標として、「自由平等、寛容平和」の建学の精神の下、「普遍的価値を身につけた21世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材」の育成を掲げている。学士課程教育及び大学院課程教育における人材育成の目的を達成するため、各学士教育プログラム及び各大学院教育プログラムで学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め学生が大学で身に付けることができる能力と根拠を公表している。 また、学生が本学で身に付けた能力に対する学生調査の結果や卒業生の進路状況についても、本学公式Webサイトにおいて公表している。 ・ 学士課程のディプロマ・ポリシー（DP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/diploma/ ・ 学士課程のカリキュラム・ポリシー（CP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/curriculum/ ・ 大学院課程のディプロマ・ポリシー（DP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_diplomapolicy/ ・ 大学院課程のカリキュラム・ポリシー（CP）Webサイト https://www.u-ryukyu.ac.jp/admissions/3policy/gra_curriculumpolicy/ ・ 学生調査の結果 http://www.ged.skr.u-ryukyu.ac.jp/educational_material ・ 卒業生の進路状況 https://ryudaicareer.ac.jp/course/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (1)組織、業務及び財務に関する基礎的な情報 (組織) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/organization/ (業務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (財務) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ (2)組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 (評価) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/ (監査) https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/information/financial/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/byointyo/ ■医療法施行規則第15条の4第2項に規定する情報等 http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/information/publicinformation.html